

認定要求事項についてのご質問 (DP:ディスカッションペーパー) への 対応状況について

2019年12月24日
公益財団法人 日本適合性認定協会

これまで不適合に対する意見書も含め、合計5件受領。

内3件は、同一市町村内にあるサイト、近距離にあるサイト等、ある一定の距離の条件により一つのサイトとすることの可否について

内1件は、要員数が少ない営業所等を距離に関係なく一つのサイトとすることの可否について

内1件はサイトのサンプリング方法の特例の適用可否について

事例1

1. 中央事務所が各営業所を統括し、かつ、各営業所における業務プロセスが同一である場合で、中央事務所が主軸となって主に一定の地域内で一体として営業展開している組織であり、中央事務所からの距離が概ねXXkm以内を一つのサイトとして扱う。
2. 品質問題、環境問題発生時に中央機能のあるサイトや他のサイトから即駆けつけられる場所（例：2つの工場間をXX分以内で移動できる場合）にある場合、それらは同一のサイトとして扱う。
3. EMSに関して、同一市町村内に複数のサイトが立地する場合/同じ県内に支店があり、画一的な業務内容、環境側面、環境管理活動も画一的で、支店／出張所に大きな環境負荷もない場合、サイト間の距離に関係なく、これらのサイトは同一の法的（条例含む）条件の下でEMSを運用することになるため、単一サイトとして取り扱う。

事例1への回答状況

1. 19-認シス第0142号「IAF MD1 2018適用とディスカッションペーパーへの追加説明」の箇条3.に記載の「適用の基準（貴機関の文書名称及び箇条の特定を含む）」、「基準を妥当とした根拠」、「基準を適切に適用するために必要な仕組み」に関する明確な説明がないため、再提出を依頼
2. IAF MD1:2018及び「19-認シス第0105号」に示される条件に適合していることの論理的根拠の正当性を示していない。
3. 19-認シス第0105号及び19-認シス第0142号に基づく、単一サイトとして扱うことの基準については、必ずしも距離条件（隣接していること）を厳格に捉える必要はないが、他の重要な要件である「運営や管理体制、更にマネジメントシステムプロセスがひとつの立地に存在しているのと同様である」ことを実証する場合に、組織の構造/管理体制及び組織が提供している製品/サービスは多種多様であることから一律的に単一サイトとして扱うことの基準として適切であるかどうかは個々の組織の状況に応じて判断されるものであり、提出された情報で適切であるか否かについては言及できない。

事例 2

中央事務所の運営・管理体制下であり業務プロセスが統一されている営業所のサイトの要員が極端に少ない組織は、営業所のサイトの業務プロセスが全体の業務プロセスに対し極めて少ないため、サイト間の距離に関係なく、一つのサイトとして扱う。

事例 2 への回答状況

19-認シ第0105号及び19-認シ第0142号では、一つのサイトとして扱う条件としてサイト間の距離は関係ないとはしておらず、営業所等のサイトの要員が極端に少ない組織の場合に、一律的にサイト間の距離に関係なく、一つのサイトとして扱う理由が明確でない。

事例 3

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン事業、ビルメンテナンス業における清掃現場（現場事務所）、飲食業における社員食堂等の受託業務現場、製造業等における営業所、サービスセンターなど（以下、「現場」という）を登録範囲に含む組織では、一般的に「現場」の数が極めて多数となるが、各サイトの業務内容、プロセスは画一的であり、またマネジメントシステムにおける活動も極めて限定的でシンプルである場合がほとんどである。

こうした組織に対して、MD1の原則論を直截に当てはめて工数計算すると、サンプル数は膨大となり、またその膨大な数のサンプリング先に対して、「現場」毎の人数に応じて工数を設定した場合、明らかに過剰で非合理的な審査工数が算出されるケースが発生している。

事例 3

特例処置案

本部機能：MD1:2018に基づくサンプリング/審査工数設定

支社/支店：MD1:2018に基づくサンプリング/審査工数設定

営業/地域管理事務所：MD1:2018に基づくサンプリング/審査工数設定

（現場の管理機能）

各現場：特例適用（下記による）

特例の内容

a) サンプリングで選んだ営業所毎に、最低3つの現場をサンプリング

b) サンプリングした現場の審査工数は、標準工数に換算係数0.1を乗じた工数まで下げることができる。

事例 3 への回答状況

19-認シス第0142号「IAF MD1 2018適用とディスカッションペーパーへの追加説明」)の箇条3.に記載の「適用の基準（貴機関の文書名称及び箇条の特定を含む）」、「基準を妥当とした根拠」、「基準を適切に適用するために必要な仕組み」に関する明確な説明がないため、再提出を依頼

その他に関して機関から受領したDPの概要



MD23:2018に関するDP

認定審査でMD23:2018の解釈を巡り、機関よりDPが提出された。DPの趣旨は以下であった。

質問1) MD23発行の前から取引のあるエンティティについて当初の現地監査は必要かどうか。

質問2) 認証機関団体の契約に基づいて審査の委託をしているエンティティ数社について、現地監査の代わりに認証機関団体のなかで実施されているピアレビューの結果を援用することは受容られるかどうか。

MD23:2018に関するDPへの回答

質問1)

MD23発行の前から取引のあるエンティティについて当初の現地監査は必要かどうか？

回答

MD23発行の前から取引のあるエンティティについてMD23適用に伴い、1.2 ii) に規定されている現地内部監査について、すべてのエンティティに対して当初は現地監査が必要となる要求事項はない。

MD23:2018に関するDPへの回答

質問 2)

認証機関団体の契約に基づいて審査の委託をしているエンティティ数社について、現地監査の代わりに認証機関団体のなかで実施されているピアレビューの結果を援用することは受容られるかどうか？

回答

認証機関団体による監査（ピアレビュー）結果の利用については、「その監査は認証機関に代わってエンティティが実施する全ての活動を含まなければならない。監査の頻度はリスクアセスメント及び以前の監査結果に基づかなければならない。」という要求事項に対し、貴機関が入手する監査（ピアレビュー）結果の記録内容、リスクアセスメント及び以前の監査結果に基づく監査頻度設定（機関の説明では3年に1回の頻度）の妥当性について、ご提供いただいた情報の範囲ではその適否を判断することはできないため、認定審査において貴機関の手順及び記録の確認を通じて検証させていただきたい。